

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況 の公表について

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合、施設内におけるこれらの対応について、下記のような算定要件を満たした場合に評価されることとなっております。当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、ご利用者様のサービスの向上につなげていく所存です。つきましては、厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表いたします。

【算定要件】

- 肺炎、尿路感染症、带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪のいずれかに該当する入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に所定単位数を算定する。
- 所定疾患施設療養費(Ⅰ):239単位 / 日(Ⅱ):480単位 / 日について
(Ⅰ)①診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載している。②所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。
(Ⅱ)については、上記(Ⅰ)に加えて当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していることが条件になっており、2025年4月から当施設は、(Ⅱ)に該当します。
- 肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対して治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるもので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
- 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定する事はできないこと。
- 算定する場合にあたっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
- 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度または、ホームページを活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

所定疾患別 主な治療内容

肺 炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗菌薬の内服、抗菌薬の点滴注射、水分補給(経口・点滴) 喀痰吸引 受診による胸部レントゲン検査など
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗菌薬の内服、抗菌薬の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など
带状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射・内服、軟膏塗布など

蜂窩織炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服療法など
慢性心不全の増悪 (R6年 4/1～)	治療薬の内服・注射、体重・水分管理、食事療法、血中酸素濃度の測定、酸素投与など

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況 (令和6年 4 月 1 日～令和7年 3 月 31 日)

※1)令和6年度より慢性心不全の増悪が追加 ※2)記載のない人数/日数枠:(0)

算定月	人数/日数	診断名(所定疾患別)					計
		肺炎	尿路感染	帯状疱疹	蜂窩織炎	心不全	
4月	人数		1		2		3
	日数		1		9		10
5月	人数		1				1
	日数		7				7
6月	人数		1		1		2
	日数		3		5		8
7月	人数		1		1		2
	日数		5		3		8
8月	人数		2				2
	日数		10				10
9月	人数		2				2
	日数		9				9
10月	人数		2		2		4
	日数		14		3		17
11月	人数						
	日数						
12月	人数		2				2
	日数		14				14
1月	人数		6			1	7
	日数		26			7	33
2月	人数		3				3
	日数		12				12
3月	人数	1	2				3
	日数	7	9				16

令和5年度 所定疾患施設療養費算定状況 の公表について

【算定要件】

1. 肺炎、尿路感染症、带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)、蜂窩織炎のいずれかに該当する入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合に所定単位数を算定する。
2. 所定疾患施設療養費(Ⅰ)(Ⅱ)について
(Ⅰ)①診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載している。
②所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表している。
(Ⅱ)については、上記(Ⅰ)に加えて当該介護保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していることが条件になっている。当施設の場合(Ⅰ)に該当します。
3. 所定疾患施設療養費(Ⅰ)の場合:肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対して治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
5. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定する事はできないこと。
6. 算定する場合にあたっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
7. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
8. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度または、ホームページを活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

所定疾患別 主な治療内容

肺 炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗菌薬の内服、抗菌薬の点滴注射、水分補給(経口・点滴) 喀痰吸引 受診による胸部レントゲン検査など
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗菌薬の内服、抗菌薬の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など
带状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射・内服、軟膏塗布など
蜂窩織炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服、軟膏塗布など

令和5年度 所定疾患施設療養費算定状況

(令和5年 4 月 1 日～令和6年 3 月 31 日)

※1) 令和 3 年度より蜂窩織炎が追加 ※2) 記載のない人数/日数枠: (0)

算定月	人数/日数	診断名(所定疾患別)				計
		肺炎	尿路感染	带状疱疹	蜂窩織炎	
4月	人数	1	2	1		4
	日数	2	11	3		16
5月	人数		4	1		5
	日数		18	1		19
6月	人数		3			3
	日数		13			13
7月	人数		3			3
	日数		17			17
8月	人数					
	日数					
9月	人数		1			1
	日数		4			4
10月	人数		1			1
	日数		7			7
11月	人数					
	日数					
12月	人数		1			1
	日数		5			5
1月	人数		2			2
	日数		8			8
2月	人数		2			2
	日数		14			14
3月	人数		2		1	3
	日数		10		4	14